

太平洋広域漁業調整委員会
第11回太平洋南部会議事録

水 産 庁
平成18年3月28日

日時

平成18年3月28日(火) 10:00~11:30

場所

アジュール竹芝 天平の間

出席者

(委員)

澁川 弘	(社)全国豊かな海づくり推進協会副会長理事
外記栄太郎	千葉海区漁業調整委員会会長
竹内正一	東京海区漁業調整委員会会長
磯部 進	みうら漁業協同組合理事
橋ヶ谷善生	静岡海区漁業調整委員会会長
吉戸一紀	篠島漁業協同組合組合長
迫間虎太郎	三重県海区漁業調整委員会委員
網本成吉	田辺漁業協同組合代表理事組合長
左海 守	日和佐町漁業協同組合代表理事組合長
澳本勝彦	大方町漁業協同組合代表理事組合長
林 穂積	日振島漁業協同組合代表理事組合長
金丸昌洋	宮崎大学非常勤講師
鈴木徳穂	丸徳漁業株式会社代表取締役
山田洋二	株式会社浜平漁業代表取締役
伊妻壯悦	伊妻漁業株式会社代表取締役
宮本利之	有限会社昭和水産代表取締役
有元貴文	東京海洋大学海洋科学部海洋生物資源学科教授
山下東子	明海大学経済学部経済学研究科教授

(水産庁)

五十嵐太乙 水産庁資源管理部長
武田真甲子 資源管理部管理課長
長谷成人 資源管理部管理課資源管理推進室長
小池幹人 資源管理部管理課資源管理推進室 T A E 班課長補佐
松本昌士 資源管理部管理課資源管理推進室管理型漁業推進班指導係長
平松大介 瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官

議題

(1) 実施中の資源回復計画について

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画

ヤリイカ太平洋系群(南部)資源回復計画

(2) 作成中の資源回復計画について

伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について

太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

(3) 都県における資源回復計画について

(4) その他

開 会

事務局（小池） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第11回太平洋南部会を開催いたします。

本日は、都県の海区互選委員のうち大分県の荻田委員、農林水産大臣選任委員のうち福島委員、山本委員、砂山委員、以上、4名の方が事情やむを得ず御欠席でございますが、委員定数22名のうち過半数を超える18名の委員の方々の御出席を賜っておりますので、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会事務規程第5条に基づき本日の部会は成立していることをまず御報告いたします。

それでは、議事進行を澁川弘部会長にお願いいたしたいと思います。澁川部会長、よろしくお願いいたします。

澁川部会長 おはようございます。

本日は、お忙しいところを、委員の皆様方、昨日に引き続いて、また五十嵐部長さん、昨日に引き続いて御列席を賜りましてありがとうございます。また、昨日はありがとうございました。

本日は、第11回の太平洋南部会でございます。本日の委員会では、現在、実施中の2つの資源回復計画、それから、作成中の2つの計画について報告を受けまして御審議をちょうだいする予定となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

あいさつ

澁川部会長 それでは、議事に入ります前に、本日は水産庁から五十嵐資源管理部長さんが引き続いて御出席いただいておりますので、ごあいさつをちょうだいしたいと思います。

五十嵐部長 おはようございます。

資源管理部長の五十嵐でございます。

昨日に引き続きまして、太平洋南部会、委員の皆様方、御参集いただきましてありがと

うございます。厚く御礼申し上げたいと思います。

昨日、冒頭で長官の方からもごあいさつがありましたように、今、私ども水産基本計画の見直しという作業を進めておるところでございます。この見直しの大きな柱が幾つかあると思いますが、1つは、やはり資源管理ということであろうと思っております。国際的なもの、周辺水域におけるもの、それぞれあるかと思えます。

それから、もう1つは、漁船漁業の経営対策といいますが、漁船漁業の再生対策といったものをどのようにやっていくかということが大きな柱の2つ目。

それから、大きな柱の3つ目は、今まで余り手がつけられてこなかった水産、あるいは漁業の生産現場から加工流通へのしみ出し、踏み出しをどうやっていくか。これは大変大きな、まさにこれから手を出していかなければいけないテーマかと思えます。

そのような中で、申し上げるまでもなく、資源管理につきましては、資源回復計画がもう既に発しております。御案内のように、16年度末までで76魚種のノミネートも終わったということで、大変に今、申し上げた3つの中でも先行して実績があると申し上げてもよろしいかと思えます。

そのような中で、では新しい水産基本計画の時代に、我々資源管理をどのようにさらに充実をさせていくのかというのを今、検討しておるところでございます。

ざっと申し上げますと、基本的に資源回復計画というアプローチは、現在のところ、まとはずれてはいないのではないかというふうに私ども思っております。一部には、例えば資源のために個別割り当てにしろとか、そういうお話もございますけれども、我々としては、そういう個別割り当てにする、漁業者あるいは船別の個別割り当てにする環境というのは整ってはいない。御案内のとおり、今度はミナミマグロについて個別割り当て制が導入をされますが、これはちょっと特殊事情がありまして、そういうことになっておりますが、まだ一般的に、全般的に広くやるまでには至っていないだろうということでありま

す。

そういうときに、では資源管理について何を柱に、中身にしていくかということがございます。

我々考えているのは、まずは現在、行われている。あるいはこれまで行われてきた資源回復計画の評価をきちんとすることが必要かと思えます。この評価をした中で、当初の目標に達しないものについては、これはまた別なアプローチを考えざるを得ないのかなという感じを持っております。

アプローチといいますと、例えば今あるメニュー以外のメニューを事業として考えていく。あるいは資源というアプローチを超えた、あるいは一種の漁業調整的なものをさらに加えた資源回復というものにしていくかというのが1つあるかと思います。

それから、もう1つは、資源回復計画の目標どおり達成したのものについて、どうしていくかということがあるかと思います。これは達成したから、では元の状態、自由な状態に戻していいのかということになりますと、個々それぞれ事情があるかと思いますが、なかなかそうならない、そうすることは、せっかく積み上げてきたものに逆行することになるのではないかと。したがって、達成した後も、一定の管理といいますか、今までの資源回復計画が緊急的な対応であったとすれば、もう少し平時の計画性、資源管理という計画的なものが必要ではないかというのが2つ目の視点です。

それから、3つ目の視点としては、一応76魚種全部ノミネートしたという整理にはなっておりますけれども、資源が今後の展開として悪化するもの、あるいは一旦回復したけれども、さらに悪化するものというものも十分考えられるわけでありまして。そのような新しいものといいますか、そういうものにどうやって取り組んでいくか、こういう3つぐらいの整理をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

今日も資源回復計画、具体的に御議論いただくわけですが、そういう御議論も十分私どもも聞かせていただきながら、新しい時代の資源回復のためのアプローチに勉強していきたい。できるだけものにしていきたいと思っております。

今日は午前中、御議論いただきます。ぜひ実りのある南部会にさせていただきたいということをお願い申し上げまして私のごあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。

澁川部会長 五十嵐部長さん、どうもありがとうございました。

はじめに、今日、お配りしてあります資料の確認から入りたいと思います。事務局、お願いします。

事務局（小池） それでは、お手元にお配りしております本日の部会の資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料でございますが、まず本日の第11回太平洋南部会の議事次第、太平洋南部会委員名簿、それから、本日の配席図、本日の部会の出席者名簿、これは2枚ものでございます。

そのあと、本日、御説明させていただく資料でございますけれども、まず資料1 - 1、

伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について。資料1 - 2、ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画に関する資料。

それから、資料2 - 1、これは伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源回復計画に関する資料、それから資料2 - 2、太平洋南部キンメダイの資源回復計画に関する資料。

それから、資料3といたしまして、都県における資源回復計画についてという1枚紙の資料がございます。

以上となっておりますけれども、不足等ございましたら、事務局の方までお申し付けいただければと思います。

澁川部会長 今、資料説明がありました。

お手元、そろっておりますか、不足があれば申し出ていただければ。ございませんか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事録署名人の選出

澁川部会長 最初に、この後、まとめられます本日の部会の議事録署名人の選出でございます。

本部会の事務規程第11条により、私の方から指名させていただくことになっておりますので、僭越でございますが、指名をさせていただきます。

都県海区互選委員からは、東京都の竹内正一委員さん、よろしく申し上げます。それから、農林水産大臣選任委員からは、山田洋二委員さん、お二方、本日の部会の議事録署名人をお願い申し上げます。

議 是頁

(1) 実施中の資源回復計画について

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画

澁川部会長 それでは、議題の(1)に入らせていただきます。

実施中の資源回復計画についてに入りたいと思います。

最初に、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について、事務局から説明を伺います。

事務局（松本） それでは、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の取組状況について説明いたします。お手元の資料1 - 1に基づいて説明させていただきます。

この関係につきましては、これまでの委員会、部会でも経過を説明させていただいておりますが、対象魚種は委員の皆様、御了解だと思われまので、1 - 1の資料の右端欄の方の取組状況及び今後の対応方向、この部分につきまして御説明いたします。

まず ですが、本計画につきましては、平成14年8月に策定され、内容といたしまして、小型魚の再放流や休漁、シャワー設備の導入などを実施しております。

回復計画に基づく措置としてトラフグ、アナゴの期間設定による全長制限や2月の1カ月の休漁措置、トラフグの種苗放流などが実施されております。

このうち、トラフグの種苗放流につきましては、平成17年度は伊勢湾・三河湾全体でおよそ70万尾が放流されております。

また、2月の休漁期間には、愛知、三重両県において漁場監視や海底清掃などの休漁中の漁船を活用した事業が実施されております。

この休漁漁船の活用事業については、18年度も引き続き実施される予定であると聞いております。

このような事業以外に、回復計画をより推進していくために、関係漁業者の組織づくりが県の御努力により鋭意進められておりますが、本年2月には、平成16年から本計画に参画しておりますあなご籠漁業者のうち愛知県さんのあなご籠漁業者さんの組織化が図られております。

また、三重県さんにおいても、今後、同様の組織化が図られると伺っております。

続きまして平成18年度の取組ですが、関係県におけるトラフグの種苗放流が引き続き行われるとともに、先ほど御説明いたしました休漁漁船を活用した監視、また、海底清掃などの支援事業が実施される予定であります。

についてですが、現在、水産総合研究センターにおいて実施していただいている伊勢湾・三河湾のトラフグ小型魚の再放流後の移動状況などを確認するための調査についてですが、再放流後の漁獲について、愛知県、三重県、関係県の水試と連携し、市場調査を実施するなど現在、調査結果について検討、集計作業が進められていると聞いております。

最後に ですが、本計画については、平成18年が計画終期となるため、今後、これまでの計画の取組による効果の検証を行って、19年以降の計画の延長などについて検討するこ

ととしております。

以上が伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の実施状況についてであります。説明を終わります。

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。内容が項目的で深さが無いような感じがするのですけれども、まず私の方からちょっとお尋ねしますけれども、私は、たしか愛知県の試験場の方だったと思うのですが、昨年の秋、お会いしましたら、種苗放流の結果が大変顕著に出ているという話を伺って、関わっている漁業者の方が、熱意が一層増しているような非常に前向きのお話を伺ったのですが、そのあたり、水産庁では情報をつかんでおられますか。

事務局（松本） 種苗放流の効果について、明確にまだ数値として伺っておりませんが、漁業者さんの方からは、種苗放流されたトラフグについて相当量漁獲されているというふうな情報を県を通じて我々としても聞いております。

澁川部会長 ありがとうございます。

ほかに具体的な話は今のところありませんね。

それでは、今の説明で御質問、御意見等を伺いたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

まず皮切りに、関係県のお二方の委員さんから、ずばり御発言をいただければありがたいのですが、まず愛知県の吉戸委員さん、いかがでございますか。

吉戸委員 資源回復計画により、漁業者の意識も向上しております。引き続き県の指導を受けながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

澁川部会長 非常に簡潔に、迫間委員さん、どうでしょうか。

迫間委員 三重県の迫間でございます。

愛知県さんと同じように、引き続き回復計画に沿って削減数値などについて取組を推進していきたいと思っております。そういうことでございます。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

ほかの方々、いかがでございますか。

澳本委員 高知県の澳本でございます。

今、愛知県と三重県さんの方から資源回復についてのお話があったわけなんですけれども、大変トラフグの種苗の70万尾放流するというので、地元の漁業者にとっては大変いいことだと思っております。その中で、休漁船の活用について、この辺、やはり地元の組織として、何か別に問題はなかったですか。例えば休漁する船と休漁しない船とが出てくると思うわけなんですけれども、その辺の調整に何か問題はなかったでしょうか。

迫間委員 休漁期間中には、海底掃除に延べで300隻ぐらい出て、大型トラックに3杯分海底のゴミを集めて揚げたということで、これには県も金を幾分出して、1隻当たり9万幾らだったかな、そういうことで多少の生活費にあてられるような話を聞いております。

以上です。

澁川部会長 澳本さん、さらに。

澳本委員 結構でございます。

澁川部会長 県の方もサポートされたという話で、まことに素晴らしいことだと思いますけれども。

ほかにいかがですか。

順調に、18年が終期だそうでございます。先ほどもちょっと私、申し上げましたけれども、順調に皆さん、力を合わせて、それから県の協力もありながら進んでいるというふうに伺っております。水産庁からサポートをお願いします。

長谷室長 説明でもありましたように、計画が18年終期ということでございまして、19年以降、どうしていくのかということがございます。先ほど部長の方からも御説明しましたように、この計画の検証を来年度はやった上で、19年のことを考えていくということでございますので、今回、ちょっと簡単な資料で恐縮だったのですが、次回には集計中のものですか、あるいは、そういう数字的なものを出させていただいて、その上で検証し、今後を考えていくというふうに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

澁川部会長 ありがとうございます。

今、水産庁から今後の御予定などの話がありました。よろしくお願いいたします。

澁川部会長 それでは、次に、2番目のヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画についてに移ります。

本計画につきましての取組状況の報告と、この計画の一部の見直しがあるようでございます。御審議をお願いすることになります。

それでは、事務局から説明を願います。

事務局（松本） それでは、ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画の取組状況と計画の一部見直しについて御説明いたします。

本計画につきましては、平成16年11月に公表し、計画に基づく漁獲努力量削減措置として、減船と保護区域の設定が講じられることになっており、これまで2ヶ統（4隻）の減船が実施されております。

また保護区域の設定につきましては、関係者で検討してきているところですが、今後、資源回復をより推進するため、漁獲圧力のさらなる低減が必要であると考えられるため、減船による漁獲努力量の削減を実施する方向で現在、協議、検討されているところであり、早ければ本年10月ごろに開催を予定している部会の前に減船が実施される可能性もあるところから、今回、このような計画変更を行うことにしましたので、よろしく願います。

なお、減船を実施した場合につきましては、保護区域の設定につきましても、その必要性を含めた検討が必要と思われることから、次回の部会までに検討し、関係県等との調整を進めまして、その状況について御説明したいと思います。

それでは、細かい内容を御説明いたしますが、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

計画の変更に関する案件ですので内容を読ませさせていただきます。

変更部分は下線を引いているところでございます。

それでは、資料に基づいて説明いたします。

新旧対照表になっておりますので、右側が現行、左側が変更後ということで、現行の方を読ませさせていただきます。

資源回復計画の内容のうち、項目の4になります。

資源回復計画のために講じる措置と実施期間。

平成16年度から平成20年までの5年間、以下の資源回復措置を実施する。

(1) 漁獲努力量の削減措置。

平成16年度より当面の5年間、太平洋の南部海域におけるヤリイカ資源の回復を図るため、当該海域で主にヤリイカを漁獲している愛媛県、宮崎県、鹿児島県を漁業根拠地とする沖合底びき網漁業(2そうびき)が次表の措置を講じることとする。

保護区域については、関係県の意見を聞いた上で実施することとする。

削減措置につきまして、まず減船につきましては、事業量が2ヶ統(4隻)、これは16年度実施済みです。

左欄の措置の資源管理効果といたしまして、漁獲圧力の低減ということになっております。

それと削減措置のうち保護区域の設定(操業禁止区域の設定)、事業量につきましては協議中でございます。

資源管理効果につきましては、産卵親魚の保護及び幼稚仔の保護。

なお、関係漁業者間で上欄の措置の事業量の上乗せなどの削減措置の追加実施について検討することとするとしております。

この部分に基づく今回の変更になりますが、変更後といたしまして4、資源回復のために講じる措置と実施期間は同様でございます。

(1) 漁獲努力量の削減措置も内容は同様でございます。

細かい表の中身で一部変更になっておりますが、その部分につきまして説明いたします。

変更部分は削減措置の減船の部分です。今回、現行事業量としておりました項目を措置内容と変更いたします。それで措置内容のうち、減船につきましては、現行2ヶ統(4隻)(16年度)の部分、沖合底びき網漁業の統数の削減(平成16年度から)というふうに変更しております。

以下は現行と同じであります。

今回の変更については、今、御説明したとおりでございます。

以上、説明を終わります。御審議をお願いします。

澁川部会長 ありがとうございます。

関係の漁業者で鋭意検討された結果としてこの計画があるわけでございます。その推進を図るために一部見直しをしたい。こういう御提案であります。

今後、さらに検討すべきこともあるということで、その状況については次回の部会で報告するというところでございますが、ただいまの説明で何か御意見は。

鈴木委員 参考までに聞きたいのですが、この愛媛、宮崎、鹿児島沖合底びきの対象になっている実勢力と申しますか、何ヶ統ぐらいいらっしゃるのですか。それとこの変更後の沖合底びき漁業の統数の削減ということなんですが、これは何ヶ統ぐらいという目標があるのかどうかをお聞きいたします。

澁川部会長 水産庁、教えてください。

事務局（松本） 現在、本計画に関係している沖合底びき網漁業は3ヶ統でございます。今後、削減される統数につきましては、現在関係漁業者間で協議が進められているところだと思いますけれども、その具体的な統数については、細かい数字、何ヶ統というのは今、検討されているところだと聞いておりますが、減船を実施するという前提の中で検討されておりますので、少なくとも1ヶ統は減船されるのではないかと理解しております。

鈴木委員 3ヶ統ということは、この16年度2ヶ統を減船実施して残ったのが3ヶ統ということですね。

事務局（松本） そうです。

鈴木委員 わかりました。

澁川部会長 今のはよくわからないのですが、16年度については5ヶ統あったところなんですね、2ヶ統は減船済み、残りが3ヶ統ということですから、この3ヶ統をどう扱うかという話は今後の問題ということですね。

事務局（松本） そうです。

澁川部会長 それから、保護区域のところは現在のところ協議中、ここは変わっておりませんが、全体の漁獲努力量の削減は、減船と、それから保護区域との設定でパッケージになっている。こういうことであるわけです。そこを踏まえてさらに何か御発言ございますか。

宮本委員 残っている関係漁業者の一人として意見を述べさせていただきたいと思いません。

ヤリイカというのは御存じのように、短命魚でなかなか資源回復がやりにくいという魚種なんですけれども、一昨年16年度、2統、4隻の減船により、昨年の秋ごろには、これはやはり効果が出たのかなというような兆候が実は見られました。それが今年に入ってから、どうもそのあたりがちょっとまた弱まってきたというか、余り芳しくない状態が続いておるわけなんですけれども、5統のうちの2統減船、4割減船したとわけで、その減船の効果は底魚全般にはかなり効果が出ておるような、私は現況を見ていて感じがいたします。

どんどん減るといのは、八幡浜においても大きな地場産業ですので、決して芳しいことではないのですけれども、残る業者が存するために今後、さらなる減船と、保護区の設定を漁業者間の協議で図りながら、今後のヤリイカ及び底魚資源の回復に大いに期待をしておるといのが現状でございます。

金丸委員 宮崎県でございますけれども、本県には現在、1統ほど船籍としてあります。でも実質的には愛媛県の経営ということになっております。従来から3統、それ以前にはもっとあったと思うのですけれども、やはり漁場の適正な利用が基本となると思うのです。これはヤリイカの資源が非常に減ったということで、それが表にでてきて、そういう対策として資源回復計画の推進という結果になっていると思うのですけれども、やはり資源が回復するなり、それから、その地域のヤリイカだけでなく、ほかのいろいろなもろもろの魚類の生息条件がそろって経営的に成り立つということであれば、非常に効率的な漁業だと思うのです。

ですから、やはり漁場を、本県の日向灘の前面を使っているものですから、どうしても地元とのトラブルといえますか、いろいろお聞きするわけです。ですから、そういったことで、取締り等についても国の方をお願いしたいというようなこともあります。それは別にして、資源が回復し、有効に利用できるのであれば、大いに生産を上げなければいかんという漁業法の趣旨ですから、漁獲努力を続けることはかまわんと思うのですけれども、あくまでも適正な操業を行っていることが十分地元にも理解できるような格好で操業していただければいいと思いますし、今、2統減ったことによって、宮崎県の地元としては、よかったという印象にあるわけです。残ったものについては別にやめてくれとかそういうことではないのですが、やはりお互いさま、以前は宮崎県にもその漁獲がどんどん揚がってしまして、県北中心に。潤ったような状況もあります。

ですから、漁協自体もそういう形で現在、船籍がある漁協あたりも、そういったことでまだ続けたいというような意向もあろうかと思えますけれども、要は全体的なことから、やはり経営的に非常に苦しくなったということが減船の原因かなとも思うのです。というのは、沖底の操業状況を調べてみると、1カ月のうちほとんど休みなしで操業されていますね。ですから、時化であろうが何であろうが、非常に重労働というか、考えられようなハードな操業をされていると思うので、そういった中から、資源の枯渇等について疑義が生ずるのであれば、やはりいろんなそういうところに問題があるのではないのでしょうか。

だからヤリイカを一つの契機にして、資源回復計画を図りながら適正な操業が保てるの

であれば結構ではないかと思うのです。

以上です。

澁川委員長 ありがとうございます。

八幡浜の最盛期は、水ノ子島灯台をめぐる豊後水道の中で相当元気な底びきの操業であったわけです。いまやかような状況になっておる。大変だろうと思いますけれども。

宮本さんのところも随分御苦労されて、いかほどが残れるかという闘いを続けておられると思いますが、そういうことでございますので、さらにまた水産庁からお話があるようです。

長谷室長 鈴木委員からの御質問で、残り3ヶ統が非常に寂しい状況になってきてしまって、資源を回復しても漁業がどうなってしまうのかといった心配もちょっとしてしまうのかなと思ったのですけれども、今日は、この改正の部分をお示ししているのですけれども、現にこの計画は、八幡浜の沖底が、この資源に対してはそれ相当の割合で漁獲されているということで、八幡浜の沖底が先駆的に取り組んでいるのですけれども、資源的には宮本さんのところの許可区域を超えて太平洋かなり広く分布しているということで、ここに出てこない沖底以外の受益者といえますか、漁業者、関係漁業者というのもおられるわけです。そういう方々の中でも、せっかくの取組だから、今後、この計画の中に入っていくということを検討していただいている方々もおられますので、そういう方々のためにも、この計画を進めていって資源を立て直していくことが大事だなというふうに思っております。

そこら辺の動きも、もう少し固まってきましたら、次回以降、御紹介できるかなと思っております。

澁川部会長 ありがとうございます。ぜひ次回には進んだ話を聞かせていただければありがたいと思います。

ほかにございませんですね。

それでは、ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画の一部変更については、本部会として了承することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

また、併せて今後の事務手続の上で修正の出る可能性があります。その際には私に御一任ちょうだいしたいと思います。併せてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局において、「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」の一部変更
についての手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

（２）作成中の資源回復計画について

伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について

澁川部会長 ２番目の議題は、作成中の計画についてでございます。

はじめに伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画についてでございます。事務局から説明
を願います。

事務局（松本） それでは、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について説明させて
いただきます。

本計画につきましては、前回の部会では、従来から行われている資源管理型漁業による
取組を拡大させ、資源回復計画の作成に向けて水産総合研究センター並びに関係する愛知
県、三重県の水産部局・水試と協議を進めまして、同時に漁業者協議会を開催している旨、
御説明いたしました。

その後も、これまで行政・水試、関係者会議や漁業者協議会を重ねまして、今般、関係
者のご協力によりまして、今回、お示しする骨子を作成することとなりました。

内容につきましては、今回、はじめて詳しく御説明いたしますので、資料に基づき読み
ながら説明していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

お手元の資料２ - １について説明いたします。

伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画の骨子。

１ 資源の現状と資源回復の必要性。

イカナゴは日本各地の沿岸に分布し、伊勢湾・三河湾は東北海域、瀬戸内海とともに日
本における主要漁場の一つであります。また、この海域で漁獲されるイカナゴはひとつの
独立した資源である。

年間漁獲量は1974年は２万7,000トン台であったが、その後減少し、1982年には500トン
にまで落ち込んだ。その後も漁獲量は900から２万5,000トンの間で極めて大きな変動を示

している。

このため、今後は、大不漁年の発生を回避し、漁獲量を高いレベルで安定させるための措置を講じる必要がある。

2 資源の利用と資源管理等の現状。

イカナゴは加工用や養殖餌料として利用され、伊勢湾・三河湾では船びき網、ぱっち網で漁獲されている。全漁獲尾数の90%以上がシラス加工用として2～3月の漁期開始後の約2週間で水揚げされる。残る10%のうち多くは、養殖餌料用として4～5月に未成魚で捕獲され、1～2月頃、わずかに親イカナゴが漁獲されている。

愛知、三重両県ではイカナゴに関する資源管理計画を策定しており、研究機関の調査結果を基に協議のうえ漁期の決定や操業方法を取り決めている。

内容につきまして、産卵親魚の保護、解禁日の設定、操業秩序の維持、終漁日の設定、夏眠場所の保全等が行われております。

3 回復計画の目標等。

回復計画の方針。

産卵量（産卵親魚数）確保による初期資源尾数（漁獲対象として加入したイカナゴの尾数）の高位安定。

回復計画の目標。

初期資源尾数を300億尾水準以上で安定させる。

この理由といたしまして、シラス加工及び養殖餌料として安定供給が可能となるとともに、漁業経営上も安定が見込まれる9,000トン水準の漁獲量の確保と産卵親魚の十分な取り残しが可能なため。

4 資源回復のために講じる措置。

過去の残存尾数（産卵親魚尾数）と翌年の初期資源尾数の関係から推定した場合、加入資源尾数が300億尾を超えると期待される産卵親魚尾数は環境要因も考慮すると概ね20億尾という研究結果から、これを基本に据え、平成19年度から平成23年までの5年間可能な範囲で次の措置を講じる。

この措置につきましては、例示的に示したものでありまして、今後、両県の行政・水試及び関係漁業者の意見を踏まえながらさらに検討を加えることとしております。

といたしまして操業期間の設定。

イカナゴ漁期終漁時の残存資源尾数を20億尾以上確保するため、研究機関による調査結

果を基に、両県の関係漁業者の協議を経て毎年のイカナゴ操業期間を設定する。

育成期間の設定。

良質な産卵親魚を確保するため、研究機関による調査結果を基に、両県の関係漁業者の協議を経て、操業期間中に育成期間（加工用から餌料用へ切り替わる時期にポイント的休漁期間）を設定する。

産卵親魚の分布海域の保護。

良質な産卵親魚の分布海域での操業を軽減するための取組を検討する。

最後につけてある表ですけれども、これは伊勢湾・三河湾におけるイカナゴの漁獲量の経年変化ということで、1979年から最近までの三重、愛知県別の漁獲量の経年変化を示しておるものでございます。

以上が伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画の骨子であります。今後、この骨子を基に、計画本体の作成を行っていきますけれども、水産研究センター、両県水試、行政機関、当然、漁業者協議会を積み重ねまして、講じる措置等について今後、検討を進め、内容を詰めていきたいと思っております。

以上が骨子の説明であります。

説明を終わります。

澁川部会長 ありがとうございます。

伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源の管理につきましては、たしか相当長い関係者の御努力があったものであります。その延長の中でお話を伺うと、一層科学的な努力も含めて、レベルの高い水準の対応になろうとしているような気配を受けておるのでございますが、資源回復の目標を毎年の加入資源量を高位に安定させる、過去のような大不漁年の発生を防止することに目標を置き、そのための必要な措置を、三重、愛知の両県で漁業者が協力して実施する。こういうことのようにあります。

今、説明がございましたけれども、この管理のお話、過去にお話をお聞きになった方もおいでになろうかと思っておりますけれども、さらにその先をいこうということでもあります。

どうでございましょうか、資料の内容、それから説明者の説明内容を含めて御意見がございませうばちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、関係される委員の方々の決意表明をお聞かせ願いたい、こういうことでもあります。

吉戸委員 去る2月25日に漁業者協議会に水産庁にも出席をいただきまして、愛知県、

三重県の漁業者は、水産庁の御意見に賛成しております。今後も漁業者協議会を重ね、水産試験場の指導も受けながら資源回復計画を進めてまいりたいと思います。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございました。

ということは、迫間さんは、代表して。

吉戸委員 はい。

澁川部会長 ありがとうございました。

ひとつ仲良く決まっていたきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。検討中であります。作成中でありますので、経過というような感じもあります。ございせんか。

なければ次の話題に入らせていただきます。

太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

澁川部会長 次は太平洋南部キンメダイ資源回復計画について、事務局から説明を願います。

事務局（小池） それでは、お手元の資料2 - 2でございます。

太平洋南部キンメダイ資源回復計画（案）の検討状況についてということで御説明させていただきます。

太平洋南部のキンメダイにつきましては、昨年3月17日の第9回太平洋南部会において資源回復計画の作成対象種ということで御了承いただきまして、その後、関係県並びに関係水試、水産総合研究センターの研究者の方々及び関係漁業者との間の意見交換会を開催し、資源回復計画の計画づくりの方向性について協議を行ってまいりました。

その中で出てきましたのが2番にまとめてあるところでございます。

（1）にございますけれども、太平洋南部のキンメダイの資源につきましては、これまでも関係漁業者の皆様方が資源管理に取り組んできた、そういった取組の効果がございまして、資源状況は「中位」、資源動向は「横ばい」という状況にあるわけでございますけれども、このように資源状況が比較的よいうちに資源回復計画を作成していくことが重要であるという基本的な認識のもとに、（2）にございますとおり、現在、取組への参加を表明されております東京都、神奈川県、静岡県のキンメダイ漁業者及び底刺し網漁業者を

対象とした計画づくりを、資源利用上、密接な関係を有する千葉県、高知県の関係漁業者の方々にも情報提供しつつ計画づくりを進めていこうということで、今後、進める予定でございます。

また、計画の内容についてでございますけれども、3つほどございます。

まず(3)でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この資源につきましては、長年にわたり関係漁業者による資源回復の取組が実施されてきております。まず、これまでの取組内容を尊重し、それを引き継ぐような形で計画づくりを行うということ。

それから、資源回復計画の適切な実施を進める上で、刺し網漁業についての委員会承認制の導入ですとか、海洋水産資源開発促進法の規定に基づきます資源管理協定の活用等を含めて検討し、実効ある資源回復計画の内容にすること。

それから、キンメダイにつきましては、サメ及びイルカによる食害があるということでございますので、その防止対策についても一つの検討課題として検討し、可能なものについては計画に反映させていくという、この(3)から(5)番、この内容を3つの柱としてこれから計画骨子案作成に向けて検討を進めていきたいと考えてございます。

この後でございますけれども、できれば今年の10月に予定されております本部会において計画骨子案をお示しし、さらに検討を加えた上で、来年度、平成18年度中の計画作成に向けまして今後も引き続き関係県、関係の研究者、関係漁業者等との意見交換を積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、関係者の皆様方におきましては、引き続きよろしく願いいたします。

それから資料ですけれども、1枚説明させていただいた後に参考資料として添付してございます。特にこれの内容については説明しませんが、これは2月15日に関係の漁業者さん、皆さんお集まりする機会のおきにお配りして、こういう形で今後、進めていくのでよろしく願いますということで御説明した資料でございます。参考までにつけておりますので、ごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

澁川部会長 ありがとうございます。

これはイカナゴに続いて関係者の努力が大変長い対象資源なんです、キンメダイの資源対応は。試験場も、それから漁業者の方も、特に東京、神奈川、静岡さん、千葉さんも含めて大変歴史の深い対応がされております、試験場の研究も相当なものです。それをさらに進めて資源回復計画制度に乗せていこう、こういう話であります。

忘れもしません、昨年の年度末に、両国国技館そばのホテルで開催されたところでの話題提供になります。そのときはやはり高知県は少し離れていますので、東京、神奈川、静岡さん、それから千葉さんとの並びからしますと、ちょっと異なる感じがあったんですが、昨年7月に、これは毎年やられているようなんですけれども、千葉県・銚子でキンメダイ祭りがありまして、私も参加させていただきました。そこでキンメダイ資源の管理、生態、分布の状況などが一つのタイトルの中に全部展示されていまして、参加者の目も飛び出たわけですが、私もしっかり飛び出しましたけれども、このキンメダイは随分大回遊をしております、頭でイメージはなかなかしにくいのですが、四国から伊豆七島をぐるっとめぐって、海流というのが沖にあるのですが、ぐるっと回って回遊するというようなりっぱな大変すごい資源であるということがよくわかりました。

そういうことで、これは個人的な話をして申しわけございませんが、そういう状況の中でこれからの対応に取り組まれる。どうも東京、神奈川、静岡さんと、千葉さん、高知さんの関わり方が、現時点では若干濃淡があるようでありますけれども、いずれにしろスクラムを組んでこれから取り組んでいかれる。こういうことのようにございます。

ただいま説明がありました。私もちょっと補足させていただきましたけれども、いかがでございませうか、御意見もしございませうれば。

磯部委員 神奈川の磯部です。

キンメ漁は私は17~18歳のころから現在まで現役でやっております。祖父の時代、親父の時代から3代やっておるのはなかなかないと思うのです。今の現状では、50年もキンメ一本釣り、現在は兄弟3人でやっておりますので、東京さんの海域でキンメの本釣りをやっているものでございますので、祖父や父が開拓した漁場でキンメダイ、ムツ、いろいろな魚を今まで現在まで釣ってきました。昔に比べると全般的に魚が減ってきたのは事実だと思います。しかしながら、幸いなことにキンメダイは今も現在、まあまあ状態で中ぐらいですか、ここに書いてあるとおり、釣れています。

なんせ神奈川は漁場が遠く、少し風が吹いても休むため、年間、50日か60日ぐらいしか年間操業していません。それで漁場に出ることが少ないので、漁場を休めることにもなって、資源回復にもなっていると思います。そしてこの資源回復は、漁業者になることをしてもらえると期待しております。

特にイルカとサメについては皆が困っていることなので、大変だと思いますので、国の方々、何とかしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

サメ、イルカの食害対策も取り組もう、こういう検討課題にあげられているようですが、なかなか大変だと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございますか。

外記委員 千葉県の勝浦では250隻ぐらいの小型船が現在、勝浦沖でキンメの操業をしております。千葉県の小型の場合には、従来からカツオのひき縄と、キンメと、スルメイカというふうな三本の柱で今まで操業してまいりましたけれども、最近、スルメイカの南下が非常に少なくなりまして、キンメは最も漁業経営の上で大事な資源になっております。したがって、勝浦の場合にはかなりきつい資源管理を実行しております。それも何年もたっておりますけれども、水産庁の皆さんが聞いてもびっくりするような資源管理をしているというふうに考えております。

それでちょっとお尋ねをしたいと思いますけれども、この計画づくりの方向性の(4)番に、底たて刺し網のことが書いてありますけれども、これは太平洋沖の方の刺し網だと思いますけれども、まず今の網は化繊でございまして、もし根にひっかかって切れれば、孫子末代、その網が腐らないということで非常に漁場に大きな影響も出るのではないかなと考えております。

この底たて刺し網にたがをかける方法として、広域委員会の指示があるようでございますけれども、それはだれでも手を挙げれば、委員会として承認をする考え方でいらっしゃるのかということが1点と。

それから、もう1つは、海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定制度の活用とうたっておりますけれども、具体的にこれが何か説明をしていただきたいと思います。

澁川部会長 事務局、お願いします。

事務局(小池) まず最初の底刺し網漁業について、委員会承認制を検討するというところでございますけれども、当然ながら、承認をするということになれば、今までの実績を勘案してということになると思います。資源状況は中位、横ばいではございますけれども、新たな漁獲努力量が増大するというようなところをキャッピングするという考え方で取扱いたいというふうに考えてございます。

それから、資源管理協定制度についてですけれども、これは関係漁業者の方々が資源管理を進めている上で協定づくりをして、それを都道府県知事ないし国が認定するという制

度でございます。

今、実際に底刺し網漁業者の方々と沿岸の全キンメの方々、協定を結んでおられるというふうにお聞きしております。水産庁も立ち会っておるわけでございますけれども、そういった内容もよく中身を勉強して、資源管理上、重要なものについては、こういった協定制度を活用して、両者間で協定を結んでいただいて、それを認定するというような形で実効性を確保するというようなやり方もあるのではないかと思います、その部分についても検討していきたいというふうに考えてございます。

外記委員 大変広域に動き回っている魚でございますし、一本釣りとしても脅威に感じている漁業だというふうに思いますから、その点も十分注意してやっていただきたいというふうに思います。

澁川部会長 ありがとうございます。長谷川室長からフォローがあります。

長谷室長 協定のことについては今、御説明したとおりですけれども、民・民の協定を行政機関が認定することによって、もう少ししっかりした位置づけのあるものにしたらいいのではないかなと思っております。

あと、網の話についても、網がかりの話、今、民・民の協定でも網の回収努力だとか決まっていますけれども、船の方も、私も別の機会に利用している船を見させてもらってチェックさせてもらいましたけれども、古網を使っているみたいな話ではなくて、きれいな網で、根がかりすることはほとんどないですよというような話を聞いておりますけれども、そういう内容も、今も民・民の協定には入っているのですけれども、資源管理協定なりでまた位置づけたりするのも意味があることになるのではないかなと思っております。

澁川部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。高知県さん何かございますか。

澳本委員 高知県は、昨年3月17日の中で、1県だけ独自の方法でということでしたわけなんですけれども、今年2月15日に神奈川県で1都3県の会議に私はオブザーバーで出席したわけなんですけれども、その中で感じたのは、今、申されておる沖底刺し網の問題と、それともう1点は、まき網の問題が出ておりました。これはやはり高知県とちょっと違うなというふうに感じたわけなんです。高知県の場合は、高知県の関係者の中での取り決めをして、資源回復の取り組みもできるわけなんですけれども、1都3県については、やはりそういう農林大臣の許可の問題と、沖底刺し網の問題がかなり区域を越えて入ってくるというようなことがあったわけなんですけれども、この辺の調整は、やはり水産庁が

指導してやらなければいかんではないかというように私は感じました。

それともう1点は、流通の関係で、農林大臣のまき網が千葉県の方の千葉に入ったら、1週間近く価格が安くなって、本当の沿岸で釣りしているキンメダイの漁師が困っているというような、そういう意見があったわけなんですけれども、やはり私自身思ったのは、1都4県がやはりこれは漁場が違って、お互いに連携して取り組むべきではないのかなと感じております。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

今の御意見に何かありますか。

事務局（小池） どうもありがとうございます。

2月15日には高知県さんにも来ていただきましてどうもありがとうございました。

今のまき網が千葉に入ったというお話は、それは多分底刺しの話で、以前、銚子の方に入るということで、実際の水揚げしなかった、燃油の補給等でしなかったということでございますけれども、2月15日の会議のときにも、一時に一定量以上の水揚げがあると、すぐそれが単価にはね返るといようなお話がございましたので、その点についてはこちらの方でも承知しております。

澁川部会長 ありがとうございます。

ほかにございませんですか。

それでは、現在、作成中の2つの計画、伊勢湾・三河湾のイカナゴ、太平洋南部のキンメダイの件につきましては、何度も申し上げておりますけれども、大変歴史が長い、関係漁業者の努力、それから県、それから研究機関と協力しながら長年にわたって取り組んできておられるところであります。しかし、それでもなお大きな資源変動への挑戦というのは容易ではありません。今回、回復計画制度に乗せてひとつさらなる取組をレベルアップしていこうという試みであります。

事務局においては随分今までも御努力が続いておりますけれども、ぜひこれを活かしていただけるようよろしくお願い申し上げたいと思います。

(3) 都県における資源回復計画について

澁川部会長 それでは次の議題であります、3番目であります、都県における資源回復計画についてでございます。

御案内のとおり、都県における資源回復計画は、本部会の審議事項ではありません。太平洋南部会に属するそれぞれの都県における資源回復計画については、参考でこれまでも聞かせていただいているところがあるのでございますけれども、今回、これまでの状況をまとめて聞かせていただこう、こういうことになっております。事務局から説明をお願いします。

事務局(長元) 今、資源回復計画は、きのうまでで24計画、広域で12計画、地先で11計画、本日、1県、地先で山口県さんが公表されますので地先が12計画となります。すべて全部で25計画が現在までに作成されてきているという状況にあります。

そのうち、当部会の太平洋南の関係の各県さんにつきましては、千葉県さんから宮崎県さんの太平洋沿岸の各県さんにあたるのですが、資料の3でお示ししてありますが、地先種としまして、神奈川県さんと、和歌山県さんの南の方の太平洋南区にかかるイサキ、それから宮崎県さんという3県さんにおいて地先種の資源回復計画の魚種認定がされております。

まず上の方からいきまして、神奈川県さんにつきましては、今月の3月22日に公表いたしました。魚種はアワビで、海域的には三浦半島地区におけるアワビの資源回復計画ということでございます。

計画の中身としましては、操業区域の一部を周年の禁漁区とするという保護区を設定する。あとは漁船の活用を行いながら密漁対策だとか漁場監視を含めた監視等の支援を予定しているということでございます。

和歌山県さんにつきましては、イサキの資源回復計画ということで、和歌山県の中でも太平洋側に面したところの計画として今、実施しております。昨年の和歌山県の中の海区委員会の承認を得た後、関係漁業者さんともたび重なる協議の結果、18年度、4月に入って早々、次期計画を作成をしていきたいということで今現在、取り組んでいるところであります。

宮崎県さんのカサゴにつきましては、昨年の8月9日、夏ですが、公表いたしました。

カサゴは沿岸域すべてにいるということで、主となる漁業種類としましては、カサゴの

延縄漁業ということで計画を作成されますが、資源回復計画に関係する漁業種類というのは、全漁業種類を対象として設定してあります。カサゴの生育等の関係から、すぐに回復できるとか、種苗放流すればすぐにふえるというような状況でもないことから、当面の5カ年計画ということで21年度までの計画として作成されているということであります。

続きまして包括的の回復計画ですが、広域においても、地先においても、まだ計画作成はなされておりません。現在、広域の方でも、他の部会の方で調査研究も含めた方向でやっておるところであります。当部会関係でおきましては、千葉県さんの方で、この3月末に海区の承認を得て、千葉県の東京湾海域において小底の包括的資源回復計画をつくっていきたい。それも4月以降早い時期で計画作成をするというふうに聞いております。

それから、まだ海区の承認を得ていない状況ではありますが、これらの包括的回復計画につきましても、千葉県さんのほかに、高知県さんと、宮崎県さんにおいても、定置網や底びき網漁業での包括的資源回復計画を検討しているということを知っておりまして、先日、神奈川県さんの方からも、そういう取組が今からでもできますかということなのですが、包括的資源回復計画は、17年度と18年度に海区の承認を得て行うというものになっておりますので、神奈川県さんにおきましても、来年度いっぱい海区の承認を得ながら計画作成していくということは可能ですというふうには答えております。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

まず資料3、1枚紙であります。ただいま説明をちょうだいしたわけではありますが、せっかくですので、一言ずつ、所属県について委員さんのコメントをちょうだいすること、いいですか、どうでしょうか神奈川県さん、一言。

磯部委員 この計画、大変喜ばしいことだと私自身思っております。皆さんもそうだと思っておりますが、なにせ三浦半島はよい漁場、アワビ、トコブシ、その他、いろいろな漁場が城ヶ島とかいろいろ近くにあるのです。それでそのアワビの放流にしても、どこでもやるというものではなくて、やはりカジメとか、そういう餌のあるところにやってもらえば育ちが早いと思います。アワビもやはり移動するのです。その辺、5カ年計画で、5年もそこへ放流してだれも獲らないとアワビは動くもので、その辺の対策も必要ではないかと思えます。

もう1つは特に密漁の問題が、城ヶ島、前も方も結構夏になったらあるようなので、その対策もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、和歌山の網本さん、いかがでございますか。

網本委員 和歌山県では、特にこのイサキについては、紀伊半島西側沿岸、小型漁船の主要な魚種になっている。カツオのひき縄が終わる5月以降、ほとんどの小型漁船がこのイサキに従事している。資源回復については、今まででも7、8年前、最初は15cm以下を獲った場合は再放流、また中間育成をして放流するというのをやっておりましたが、その後、18cmに上げて再放流という格好で現在に至っているのですが、試験場なんかの、やはり23cm以下を再放流ということになれば、飛躍的に資源が増大するであろうという説明の中で、去年からずっと各漁業者さんの中でそういう話し合いが持たれている。ただ、今の漁獲の状況を見たら、協議者間でも20cmまでは割合異議なしというか、ほとんど同意されておるのですけれども、20cmから23cm、3cmの間の再放流ということになれば、漁獲量の約半分ぐらいが放流をせんならん。相当な収入減になるということで、なかなかそこら辺が決まりにくいというまず問題が一つあります。

それと遊漁船、レジャーボートも含めて、そうした遊漁船の釣る量が、和歌山県の推定の統計ですが、ほぼ漁業者が釣る量と匹敵しているという形の中で、どのように漁業者がどんだけ再放流ということを決めるにしても、遊漁船に対する徹底的な同じような協力ということの方が不可欠なことになってくる。そういう特に今、遊漁船のまき餌の問題が問題になっておるのですが、これが今までの禁止から解禁ということになれば、今まででもまき餌を使って漁はしているのですが、多少やはり遠慮して、漁船のところへはあんまり来ないということもありましたが、今後、そういうまき餌が解禁ということの中で、遊漁船がやはり漁業者のそばへ遠慮なしに来る。そういう可能性もある。現在でも漁業者、漁船よりはるかに遊漁船が何倍も多い、特に休日になれば、漁船が行くところがないというぐらい、イサキを釣る場所なんかにはふえてきている。そういう現状の中で、あとは23cmまでどこまで漁業者が納得して取り組めるか。それとそれに対する遊漁船に対する指導、啓発、それが一番今後の大きな問題だろう、そのように思っております。

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、金丸委員さん、カサゴをお願いします。

金丸委員 宮崎県のカサゴでございます。本県でカサゴを取り上げるというのは、やはり非常に沿岸の根つけ資源として、海草に似たような、岩場に生息しているという関係、

やはり高齢化した漁業者の方がこういったものを対象として漁業に就くということで、非常にこれからの漁業としていいのではないかと。そういうことで取り組んでおります。

カサゴは胎生ということで、それこそ20～30年前から種苗生産には取り組んできたのですが、餌の問題で余りうまくいかなかったのですけれども、最近では、今、財団法人の協会がありますが、そこで15万から20万ぐらいの放流が可能になっている。これはやはり資源を守るといふことと、それから人為的に種苗を放流するといふことが大事だと思うので、それは大いにチェックしていきたいと思っています。

体長制限にしても、うちでは全長で18cm以下は獲らないように、ここの大きな問題は、漁業者だけでなく、遊漁者が非常に放流魚を釣りますので、こういうところの遊漁者の団体の整備なり、あるいは周知徹底、そういうことを多いにやっていかなければいけません。これを県の方で各地区ごとに漁業関係者を入れて話し合いを十分やりまして、一応格好としては計画はできておりますので、これは委員会の承認制としてやろうと思っています。

ですから、カサゴを獲る人についての制限だってありますね、だれでもいいというわけではなくて、漁業者においても同様です。ですから、そういうことでかなり絞り込みながら確実に効果が上がると思います。それとやはり人為的な放流を継続してやっていく。そういう2つ（制限と放流）のことで、県内全部の漁業者、あるいは一般の漁民に対する周知徹底、これは新聞とかいろいろなことでも今、アンケートを取ったりしてやっていますけれども、そういうことを踏まえながら実行していきたい。このように思っております。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、最後、包括的な内容で出てまいりました千葉県、外記さん、ひとつコメントをいただければ、いかがでございますか。

外記委員 御案内のとおり、東京内湾は、東京都と、神奈川県と、千葉県に囲まれた全くの閉鎖海域でございます。最近、赤潮、青潮が年中発生しております海域でございます。そういうことが主たる原因か、あるいは人間の漁獲努力が多過ぎるせいかわかりませんが、最近、東京湾の底びきというのは本当に漁が少ないのです。特に昨年からは油が3倍にも値上がりをして、少ない魚と消費する燃料が全くバランスがとれないというふうな格好で苦しんでいるようでございます。

したがって、今の東京湾の底びきにつきましては、今、千葉県では沖底も選択性漁具をはじめしておりますけれども、東京内湾におきましても、そういう漁具で小さいものは

海の中へ自然に返す方法ができればということできいろいろ考えております。

ただ、東京、あるいは神奈川でも底びきがあるというふうに思いますから、その辺は十分御相談を申し上げて、そういう方向にもっていったらどうかというふうに考えております。

澁川部会長 ありがとうございます。

一応関係県からの御意見を伺ったということで、この件は終わりにしたいと思います。

(4) その他

澁川部会長 最後でございますけれども、その他でございます。

これは委員の皆様から何かあればと思います。

澳本委員 昨日から今日にかけて、この広域委員会の中で資源管理、回復の計画などについての協議をしてきたわけなんですけれども、その内容とはちょっと角度が違ってくると思うわけなんですけれども、やはり今、御承知のとおり、漁業は不漁でございます。そして魚価がまた低迷をしております。そして燃油はとてつもない高騰が続いて、本当に産地で漁業をする方にとっては危機を感じておるわけなんですけれども、その中で私は質問したいのは、これからの資源管理、それから資源回復という形でこれからも取り組んでいかなければいかんと思うわけなんですけれども、1点は、10年前、私は中国へ行って、この10年間の間に5回行ったわけなんですけれども、だんだんに中国の漁業の取組というものが従前と違ってきております。非常に経済的な効果も出てきて、鮮魚に対する加工技術等も非常に向上しております。そういう中で、以前、長崎の新港は中国とか韓国の漁船の水揚げをするという目的で港をつくったわけなんですけれども、今はそれもほとんど入ってきておりません。そういう現状の中で、これから5年先、10年先になったときに、中国の漁業というものが、ほとんど恐らく内地で消費されると私は思います。やはり安全で安心な食を供給するというのが一番大事なわけなんですけれども、日本がこれから資源管理、資源回復という形で漁業というものを充実していかなければいかんわけなんですけれども、しかし、だんだんに輸入物が入ってくるものが少なくなってきて、やはり食が足りなくなってきたら、私は資源回復、TAC法に基づいた選定された魚種の制限というものも、また見直すことが出てきやせんのか、そういう気もしておるわけなんです。その辺、水産庁の方はどのような考えがあるか、できたら考えをお聞きしたいと思います。

澁川部会長 部長さんしか答えられない。

五十嵐部長 ちょっと御質問を十分把握できていないと思いますので、足りなければまた、おっしゃっていただきたいと思います。

まず中国の漁業生産ですが、大変に伸びてきております。依然として主力は内水面といいますが、養殖が多いわけでありますが、それでも海面の漁業生産が伸びてきているというのは事実でございます。

それであれば、では海面の漁業というのは我が国の漁業と競合することになるのかどうかということでございますが、これはなかなか一概にはいえないということかと思えます。

1つは、やはり依然として鮮魚の扱い、今、そういうお話もございましたけれども、我が国が求めるだけの鮮魚の扱いというのを中国側で十分になし得るかどうかということになりますと、これは大変まだ疑問が残るとのことだと思えます。むしろ加工品、冷凍品という形での生産基地が中国になるということはあるかと思えます。

それからもう1つは、中国自体も生活のレベルといえますか所得の向上によりまして、水産物の消費が伸びてくるだろうというふうに見込まれておるわけでございます。一方で中国だけでなく、もうすり身は御案内かと思えますけれども、ヨーロッパ、アメリカ等からのすり身の需要というのは大変強いわけでありまして。そういうことからすると、日本の国民の供給源としての水産物が十分確保できるかということ、そういう懸念もあるということで、どっちを見ていいかわかりませんが、なかなかこれからの世界の水産物需給というのはやはり方向としてはタイトになるのではないかという話と、その中で中国も大きなマーケットとして出てくるのではないかということについては、結構かなり多くの方がそんな御認識は一致しているのではないかなというふうに私どもは考えております。

そういうことで、なおさら我が国の周辺水域における資源回復というものは重要性を増してくるということかと思っております。

澁川部会長 澳本さん、この話はなかなかそういうことで、御意見を伺ったということによろしいですね。

ほかに何かございませんか。

外記委員 私はイメージとしまして、サワラという魚は春の魚で、しかも瀬戸内海の魚だというふうに考えておりました。それで広域委員会のスタートの段階で、瀬戸内海でサワラの資源保護ということでいろいろ議論がございましたけれども、たまたま昨年暮れから千葉県におきましてサワラがずっと今までまだ揚がっているのです。ひき縄で。あれ

は非常に岸寄りなものですから、油が高くなっても余り油は使わないという漁業で大変助かりましたのですけれども、今、瀬戸内海のサワラが厳しい資源管理をやった結果がどうなっているか、まず1つそれを教えていただきたいというふうに思います。

2つ目は私のお願いなんですから、瀬川議長は太平洋北部会の委員会の議長でもございますので、特にお願いをしたいと思っておりますけれども、昨日のようなああいう会議は、水産庁もたくさんいらっしゃいますし、都道府県の方もたくさんいらっしゃいます。その中で私はやはり学者の意見もいろいろ聞いてみたいというふうに思いますから、東北水研、あるいは中央水研の代表の学者をもし列席させていただいて、質問があったら答えられるような、そんな配慮をこれからの機会にお願いをしたいということでございます。

瀬川部会長 はい、大きく2つありましたけれども、サワラの話は、サワラ資源回復計画の瀬戸内海の担当者が来ておりますので、意見をお聞きます。

事務局（平松） 瀬戸内海漁業調整事務所で資源管理計画官をしております平松でございます。

今、外記委員の方から瀬戸内海のサワラの資源回復計画、回復計画第1号で始まりまして、その後の計画がどうなっているかということでございます。ちょうど丸4年間取り組んできたわけでございます。資源量的には当初1,500トンぐらいというところからスタートしまして、昨年の資源評価ですので2005年の資源量レベルで3,000トン近くあるかというようなところで、これまで資源量的には回復基調で進んできておりましたが、昨年の資源評価以降、若干資源の回復傾向が足踏み状態かというような状況が考えられております。

漁獲量につきましては、1,000トンなかったものが、その後、直近の統計では1,400トンぐらいの漁獲量にまで増えつつあります。平成17年につきましては、速報値が一部出ておりますが、漁獲でも1年おくれで今までずっと増えてきたものが足踏みといえますが、そのような状況ですが、これは年度を明けまして統計が公表されると思っておりますので、そちらの結果を見たいと思っておりますのですけれども、資源は回復傾向できているという評価はしております。今後の展開としまして、今、最初の部長のごあいさつにあったように、回復計画が一段落して次へどう展開するかというようなところで、まさしく伊勢湾の計画と同じスケジュールでございますので、19年度以降どうするかということ、瀬戸内海広域漁業調整委員会で検討を進めているところでございます。

我々としては、今、言ったような資源状況ですので、このまま自由にしてしまうと

というような形ではなかなか資源の安定化が図られないのではないかとということで、漁獲規制、それから放流、そちらの取組をこれからどう組み合わせてやっていくかということをして18年度のテーマとして検討を進めている状況でございます。

外記委員 どうもありがとうございました。

遠くから期待をしておりますので、どうぞ今後もひとつ頑張ってください。

澁川部会長 激励をいただいて、平松さん、頑張ってください。

2つ目のたしか昨日のマサバの資源回復計画の進捗状況のところ、外記委員から2004年、卓越したのではないかと、こういう話で、その後、拳動はどうなっているのかという御指摘に的確に答えることができなかった点をおっしゃっているのだろうと思います。御案内かと思いますが、資源の研究のレベルについては、やはりまんべんなく、あらゆる部分も全部知識を蓄えておられるということにはなっておりませんので、今のお話は次の機会に、サバの先ほどの話を的確にフォローできるような体制でこの委員会に臨みたいと思っております。

ありがとうございました。

それでは、事務局から次の部会の開催予定について説明を願います、お願いします。

事務局（小池） 次回の太平洋南部会でございますけれども、本委員会の兼ね合いもございますが、例年どおり秋、10月ごろの開催を考えてございます。日程、場所等につきましては、部会長並びに委員の皆様方の御都合もお聞きしながら調整の上、追って御連絡をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

なお、本日午後に北部会が予定されてございます。引き続き御出席をいただく委員の方々もおられるわけでございますが、午後1時からこの場所で開催しますので、よろしくお願いいいたします。

澁川部会長 ありがとうございました。

次回は10月ということでございます、皆様、よろしくお願いい申し上げます。

それでは、本日の部会をこれで閉会したいと思います。委員の皆様、御臨席の皆様におかれましては、議事進行に御協力ありがとうございました。

それから、議事録署名人の東京都の竹内委員さん、山田委員さん、よろしくお願いい申し上げます。

これをもちまして、太平洋広域漁業調整委員会第11回太平洋南部会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

閉 会